

山梨県公報

号外第二十二号

令和三年

六月二十九日

火曜日

目次

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 訓令
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一
- 人事委員会
- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第二十六号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「技監、地域力強化推進監」を「男女共同参画・女性活躍推進監、技監」に改める。

附則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

訓令

山梨県訓令甲第十六号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「地域力強化推進監」を削り、同部知事政策補佐官、地域ブランド統括官、理事(部又は局に配置された理事を除く。)、地域ブランド統括官補又は会計管理者の款中「除く。」の下に「男女共同参画・女性活躍推進監」を加える。

附則

この訓令は、令和三年七月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十九日

山梨県人事委員会

委員 長 中 島 琢 雄

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表8級の項1中「感染症対策統轄官補」の下に、「男女共同参画・女性活躍推進監」を加え、「地域力強化推進監」を削る。

理事 感染症対策統轄官補	三種
技監 地域力強化推進監 リニア推進監 文化振興監	三種

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中

(人事委員会が認める者にあつては一種又は二種)	理事 感染症対策統轄官補 男女共同参画・女性活躍 技監 リニア推進監 文化振興監
(人事委員会が認める者にあつては一種又は二種)	を

推進監	三種（人事委員会が認める者にあつては一種又は二種）
-----	---------------------------

に改める。

附則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和三年六月二十九日

山梨県人事委員会
委員長 中 島 琢 雄

管理職員等の範囲を定める規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「技監 地域力強化推進監」を「男女共同参画・女性活躍推進監 技監」に改める。

附則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。